主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

本件抗告の申立は、民訴四一九条ノニを根拠とするものであるけれども、最高裁判所のなした決定に対しては、更に抗告を申立てることは許されない。よつて本件抗告は不適法として却下すべく、抗告費用は抗告人に負担させることとし、主文のとおり決定する。

昭和二五年六月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	: JII	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	積	重	遠